

巻頭言

道州制の話題について感ずること

北海道支所長 西田 篤實

平成18年度から独立行政法人森林総合研究所は、新規中期目標期間へと移行することとなり、主務大臣（農林水産大臣）が示した中期目標に対応して森林総合研究所自らが策定した中期計画に沿って今後5年間の事業を実施することになりました。

「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2004」（平16年6月4日閣議決定）による独立行政法人の中期目標期間終了時の組織・業務全般の見直しの中で「研究開発法人の評価における関心事項」が示され、それに沿って評価が行われました。この報告書では「官から民へ」、「国から地方へ」という政府の行政改革の基本方針を踏まえた見直しの視点が強く打ち出されており、この視点による評価結果が「独立行政法人森林総合研究所の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性」で示されました。

「試験及び研究業務の重点化」の項目において、「公立林業試験場等において可能な研究課題で地域が限定されるものについては実施しないこととし、森林の炭素吸収機能に着目した研究課題等の課題に特化・重点化して森林総合研究所としての独自性を発揮する。」との指摘を受け、新中期目標の見直し案で「森林の炭素吸収機能に着目した研究課題等の地球規模での環境問題や森林の多面的機能の発揮に関わる課題、木質バイオマスの利用促進に係わる課題、全国的に対処すべき研究課題等、研究業務を真に重点化する」「公立林業試験場等との連携・協力関係を強化するとともに、分担を明確化する」ことになりました。

現在、「国から地方へ」の政府の行政改革の方針の下に道州制の検討がなされていますが、北海道支所の場合、林業に関する試験研究機関としては国と道の機関が1対1であり、林産研究は北海道立林産試験場が道内の問題にあたるという構造になっています。国有林・民有林への対応を、支所と道立林業試験場が分担・協力して当たるといった状況です。道州制特別区域の議論の中で、行政は国と特定広域団体との適切な役割分担及び密接な連携の下に自主性及び自立性の発揮することが基本理念となっていますが、森林・林業に関する試験研究機関の関係は、現状においても十分この理念に合致していると考えます。

北海道支所は、前期中期目標期間において実施した「択伐を主とした天然林の施業・管理技術の高度化」、「持続可能な森林管理・経営のための効率的生産システム」の研究成果を取りまとめ、「持続可能な天然林施業のために（－択伐施業のすすめ方－）」、「北海道における持続的森林管理のための基準・指標」というパンフレットを作成し、成果を公表しました。今後とも独自性を維持し研究の重点化を図るため、全国展開（地球温暖化対応、生物多様性等）の研究課題及び国際協力（北方地域林業研究）の研究課題に支所としての特徴を出すことがより重要になると考えます。来年度には独立行政法人林木育種センターとの統合が予定されていますが、育種事業を本務とする機関との統合により、これまで以上に現場対応の研究も重要な課題となり、その際の実施体制は民間、大学、道及び行政機関との連携が重要な鍵になると考えております。

